

3 医安第797号
令和3年10月1日

関係団体の長様

愛知県保健医療局長
(公 印 省 略)

「愛知県嚴重警戒措置」の実施について（通知）

国において、9月30日をもって本県に対する「緊急事態宣言」を解除することが決定されたことを受け、感染再拡大防止を図るため、10月1日から「愛知県嚴重警戒措置」を実施することを決定しましたので通知します。

つきましては、貴団体員への周知に御配慮いただくとともに、引き続き、感染防止対策に御協力をよろしくお願い申し上げます。

<添付文書>

- 別紙1 愛知県嚴重警戒措置の概要
- 別紙2 愛知県嚴重警戒措置本文

<県WEBページ掲載箇所>

<https://www.pref.aichi.jp/site/covid19-aichi/covid19-aichi.html>

担 当 生活衛生部医薬安全課
薬事グループ
毒劇物・麻薬・血液グループ
監視グループ
生産グループ
電 話 052-954-6303 (タ`ヤルイン)
052-954-6305 (タ`ヤルイン)
052-954-6344 (タ`ヤルイン)
052-954-6304 (タ`ヤルイン)
電子メール iyaku@pref.aichi.lg.jp